



山形県公報

令和4年10月18日(火)
第347号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) … 995
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………(庄内総合支庁水産振興課) … 同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の  
変更……………( 同 ) … 996
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) … 同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) … 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) … 同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) … 997
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) … 同
- 同 ………………( 同 ) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) … 998
- 同 ………………( 同 ) … 同
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地等を確知できない場合における公告……………(建築住宅課) … 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) … 999
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会 計 局) …1000
- 監査結果の公表……………(監 査 委 員) … 同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………( 同 ) …1005

## 告 示

### 山形県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                               | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社 よしだ<br>米沢市大字竹井2170番地の1      | グループホーム あどぼんすふお<br>わーど<br>米沢市福田町一丁目1番142号 | 共 同 生 活 援 助     | 令和 4.10. 1 |

### 山形県告示第792号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度

（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第793号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第794号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所             |
|----------|-------|-----------------|
| 理 事      | 結 城 裕 | 尾花沢市若葉町三丁目8番26号 |

**山形県告示第795号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営作の巻地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営作の巻地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年10月19日から同年11月17日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第796号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長       |
|--------------------------------------|------|-------------------|-----------|
| 山形市陣場一丁目244番1から<br>同 大字鮎洗字仲田861番まで   | 旧    | 16.0メートル<br>} 5.8 | 3,180メートル |
| 山形市瀬波一丁目262番1から<br>同 大字内表字内表南1013番まで | 新    | 26.5メートル<br>} 8.8 | 1,047メートル |

**山形県告示第797号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市瀬波一丁目262番1から  
同 大字内表字内表南1013番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月18日

**山形県告示第798号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長     |
|-----------------------------------|------|---------------------|---------|
| 東根市大字松沢字中道958番14から<br>同 平内260番1まで | 旧    | 887.4メートル<br>} 12.2 | 339メートル |
| 同 上                               | 新    | 887.4メートル<br>} 12.2 | 同 上     |

**山形県告示第799号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 村山大石田線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長      |
|---------------------|---|------|-----------|---------|
| 村山市大字名取字清水北3123番1から |   | 旧    | 462.6メートル | 389メートル |
| 同 3310番297まで        |   |      | 10.0      |         |
| 同                   | 上 | 新    | 479.0メートル | 同上      |
|                     |   |      | 12.4      |         |

**山形県告示第800号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
米沢市の一部、長井市の一部、南陽市の一部、東置賜郡高島町の一部、同郡川西町の一部、西置賜郡白鷹町の一部
- 公共測量を実施する期間  
令和4年10月17日から令和5年1月20日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第801号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
鶴岡市金沢
- 公共測量を実施する期間  
令和4年10月11日から同年12月23日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量）

**山形県告示第802号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 名称及び代表者氏名  
株式会社ミロク  
代表取締役 加藤 高正
- 免許年月日及び免許証番号  
令和3年9月30日  
山形県知事(1)第2691号

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和5年2月20日まで縦覧に供する。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリハード&グリーン鶴岡店・コメリPRO鶴岡店・鶴岡協同の家こびあ  
鶴岡市余慶町1番地26外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称               | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ     | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 鶴岡市宝田一丁目3番23号     | 安 達 忠 士 |

### 3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ     | 午前9時    | 午後9時    |
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 |         | 午後10時   |
| そ の 他 の 小 売 業 者   |         | 午後9時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者     | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ     | 午前6時30分 | 午前9時    |
| 生 活 協 同 組 合 共 立 社 | 午前7時    | 午後10時   |
| そ の 他 の 小 売 業 者   |         |         |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前6時から午後10時30分まで

- 4 変更年月日  
令和4年10月4日
- 5 届出年月日  
令和4年10月3日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年2月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリー除雪車2.6メートル級 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和4年8月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- 5 落札金額 107,580,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年7月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年8月から同年9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月18日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準  
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類  
財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）  
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
- (4) 監査の実施内容  
関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関67箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------|-----------|-------------|------|
| 秘 書 課       | 令和4年8月2日  | 星川委員        | 松田委員 |

|                     |           |       |       |
|---------------------|-----------|-------|-------|
| 広報広聴推進課             | 令和4年8月2日  | 星川委員  | 松田委員  |
| 企画調整課               | 令和4年8月2日  | 星川委員  | 松田委員  |
| 総合交通政策課             | 令和4年8月2日  | 星川委員  | 松田委員  |
| 女性・若者活躍推進課          | 令和4年8月3日  | 海老名委員 | —     |
| 商業振興・経営支援課          | 令和4年8月3日  | 海老名委員 | —     |
| 産業技術イノベーション課        | 令和4年8月3日  | 海老名委員 | —     |
| 人事課                 | 令和4年8月5日  | 松田委員  | —     |
| 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 | 令和4年8月5日  | 松田委員  | —     |
| 統計企画課               | 令和4年8月5日  | 松田委員  | —     |
| しあわせ子育て政策課          | 令和4年8月5日  | 海老名委員 | —     |
| 産業創造振興課             | 令和4年8月5日  | 海老名委員 | —     |
| 県産品流通戦略課            | 令和4年8月5日  | 海老名委員 | —     |
| 雇用・産業人材育成課          | 令和4年8月5日  | 海老名委員 | —     |
| 働き方改革実現課            | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 学事文書課               | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 税政課                 | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 農業経営・所得向上推進課        | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 専門職大学整備推進課          | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 県産米ブランド推進課          | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 森林ノミクス推進課           | 令和4年8月19日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 建設企画課               | 令和4年8月19日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 道路整備課               | 令和4年8月19日 | 海老名委員 | —     |
| 道路保全課               | 令和4年8月19日 | 海老名委員 | —     |
| 空港港湾課               | 令和4年8月19日 | 海老名委員 | —     |

|                     |           |      |       |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 財 政 課               | 令和4年8月23日 | 星川委員 | 松田委員  |
|                     |           | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 下 水 道 課             | 令和4年8月23日 | 星川委員 | 松田委員  |
|                     |           | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 管 財 課               | 令和4年8月23日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 農 村 計 画 課           | 令和4年8月23日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 農 村 整 備 課           | 令和4年8月23日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 管 理 課               | 令和4年8月23日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 県 土 利 用 政 策 課       | 令和4年8月23日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 都 市 計 画 課           | 令和4年8月23日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 河 川 課               | 令和4年8月23日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 砂 防 ・ 災 害 対 策 課     | 令和4年8月23日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 建 築 住 宅 課           | 令和4年8月23日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 農 政 企 画 課           | 令和4年8月25日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 農 業 技 術 環 境 課       | 令和4年8月25日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 畜 産 振 興 課           | 令和4年8月25日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 健 康 福 祉 企 画 課       | 令和4年8月25日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 医 療 政 策 課           | 令和4年8月25日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 地 域 福 祉 推 進 課       | 令和4年8月25日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| がん対策・健康長寿日本一推進課     | 令和4年8月25日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 子 ども 家 庭 支 援 課      | 令和4年8月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 園 芸 大 国 推 進 課       | 令和4年8月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 水 産 振 興 課           | 令和4年8月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| コ ロ ナ 収 束 総 合 企 画 課 | 令和4年8月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |

|                     |           |      |       |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 教 育 政 策 課           | 令和4年8月31日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 教 職 員 課             | 令和4年8月31日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課 | 令和4年8月31日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 義 務 教 育 課           | 令和4年8月31日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 高 校 教 育 課           | 令和4年8月31日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 福 利 厚 生 課           | 令和4年8月31日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 障 が い 福 祉 課         | 令和4年8月31日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 監 査 委 員 事 務 局       | 令和4年8月31日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局     | 令和4年8月31日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局     | 令和4年8月31日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 総 務 厚 生 課           | 令和4年9月1日  | 星川委員 | 松田委員  |
| 特 別 支 援 教 育 課       | 令和4年9月1日  | 星川委員 | 松田委員  |
| ス ポ ー ツ 保 健 課       | 令和4年9月1日  | 星川委員 | 松田委員  |
| 高 齢 者 支 援 課         | 令和4年9月1日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 観 光 復 活 戦 略 課       | 令和4年9月1日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課   | 令和4年9月1日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 文 化 財 活 用 課         | 令和4年9月1日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 議 会 事 務 局           | 令和4年9月2日  | 松田委員 | 海老名委員 |
| 警 察 本 部             | 令和4年9月2日  | 星川委員 | 松田委員  |
| 会 計 局               | 令和4年9月2日  | 森谷委員 | 海老名委員 |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 総務厚生課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月

を超過してしていないもの 1件

山形県給与等システム用入力データ作成業務委託（上期）

検査日 令和3年5月13日  
請求書受理日 令和3年10月20日  
支払日 令和3年10月27日  
支出額 64,732円

ロ 管財課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの  
3箇月超 294件

ハ 子ども家庭支援課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から1箇月を超えて行わず、また、受注業者からの問合せに対して適切な対応をせず、支払が遅延したもの 3件 合計35,025,815円

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県ひとり親家庭への県産品ギフトカタログ提供事業業務委託（1月実績分）

業務完了日 令和4年1月31日  
検査日 令和4年5月23日  
請求書受理日 令和4年5月23日  
支払日 令和4年5月26日  
支出額 7,087,575円

ニ 高齢者支援課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和3年度山形県簡易陰圧装置等設置事業費補助金

実績報告期限 令和3年9月21日  
実績報告日 令和4年1月4日

ホ スポーツ保健課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

変更交付決定等に伴う補助金の返還について、戻入決定が遅延したものや督促状を発行していないものがあるなど、手続が適切でないもの 21件

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県競技スポーツ強化費補助金

変更交付決定日 令和3年8月6日  
戻入決定日 令和3年10月5日  
納期限 令和3年10月22日  
納入日 令和3年12月29日  
戻入金額 403,714円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（管財課、国際人材活躍・コンベンション誘致推進課、文化財活用課、警察本部）

ロ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの（人事課、管財課、統計企画課、文化財活用課、農政企画課、管理課、都市計画課、建築住宅課）

- (ロ) 契約書で定める支払期限内に支払をしていないもの（警察本部）
  - (ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（文化財活用課）
  - (ニ) 物品発注に係る書類の引継が不十分だったことにより、支払期限内に支払がされなかったもの（会計局）
- ハ 契 約
- (イ) 債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から10日を超えて行っていないもの（子ども家庭支援課）
- ニ 補助金
- (イ) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの（建築住宅課）
  - (ロ) 補助金等の支払時期及び金額が適切でないもの（産業創造振興課）
  - (ハ) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認を行っていないもの（しあわせ子育て政策課、雇用・産業人材育成課、文化財活用課、水産振興課）
  - (ニ) 補助金交付申請者に対し、補助金の額の確定に係る通知を行っていないもの（しあわせ子育て政策課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和4年7月19日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年10月18日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関            | 指 摘 事 項                                  | 措 置 の 内 容                                                                                                                                               |
|-------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業総合研究センター水田農業研究所 | 前年度会計の監査において指摘された収入調定の誤りについて、改善を行っていないもの | 精算についての正しい事務手続を組織全体で共有するとともに、人事異動時の事務引継において当該事務を重点項目に位置付け、再発防止を図っていく。<br>また、所管課である農業技術環境課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。                                             |
| 港湾事務所             | 未収金等の債権の管理が適切でないもの                       | 督促期限（納期限後20日以内）に遅れないよう未収金担当と調定担当が連携し、原則、毎日財務会計システムで納入状況の確認を行っており、未収金の発生を確認した場合は、速やかに督促を行っている。                                                           |
| 農林大学校             | 支出事務が適切でないもの                             | 公所において、請求書受領の確認と管理の徹底について注意喚起を行うとともに、業務管理者において週間教育計画や研修実施計画と支出状況を突合し、支出未済の有無を確認する。また、毎月支払うものについては、一覧表を作成し支出状況を管理する。<br>また、所管課である農政企画課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。 |

|                 |                   |                                                                                                                                                                        |
|-----------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 支出事務が適切でないもの      | <p>公所において、会計事務の取扱いについて改めて周知徹底するとともに、毎月1回実施する課内打合せの中で事務の進捗状況を報告し、把握する。</p> <p>また、所管課である農政企画課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。</p>                                                      |
| 農業総合研究センター畜産研究所 | 支出事務が適切でないもの      | <p>請求書の提出期限を定め、電話だけでなく面談などを含めて相手方と密に連絡を取り合うことを徹底するとともに、毎月の打合せにおいて事務の進捗状況を報告し、把握する。</p> <p>また、所管課である農業技術環境課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。</p>                                       |
| 山形工業高等学校        | 事務執行体制が適切でないもの    | <p>再発防止のため、所属内で共有する「使用許可一覧」に、新たに「調定見込時期」欄を加え、業務管理者、業務総括者も確認を行う。また、使用許可に伴う光熱水費については、学校全体の電気料等の請求額を基に調定額を算定することから、毎月、支出担当者から使用許可担当者に請求書の写しを確実に提供し、請求の見落としによる遅延を防止する。</p> |
|                 | 契約の締結又は履行が適切でないもの | <p>建設工事請負契約約款による契約が見込まれる場合、契約保証金の納付・免除手続に要する期間を考慮した発注スケジュールとする。また、業務管理者、業務総括者が契約保証手続の点検を行い、保証金受領等の後、発注担当者が契約について起案、決裁を受けることにより、ダブルチェックを徹底する。</p>                       |